

## 株式交換に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づく開示事項)

2023 年 10 月 27 日

株式会社リミックスポイント

2023年10月27日

株式交換に係る事前開示書類  
(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に基づく開示事項)

東京都港区虎ノ門四丁目3番9号  
株式会社リミックスポイント  
代表取締役 高橋 由彦

株式会社リミックスポイント（以下「当社」といいます。）及び株式会社ゼロメディカル（以下「ゼロメディカル社」といいます。）は、2023年10月26日付で株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結し、当社を株式交換完全親会社、ゼロメディカル社を株式交換完全子会社、効力発生日を2023年12月1日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにいたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1に記載のとおりです。

2. 交換対価についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

当社は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時におけるゼロメディカル社の株主名簿に記載又は記録されたゼロメディカル社の株主（但し、当社を除きます。以下「本割当対象普通株主」といいます。）に対し、その所有するゼロメディカル社の株式の合計数に2,031.25株を乗じて得た数の普通株式及びその所有するこの株式の合計数に468,750円を乗じて得た額の金銭を交付します。当社は、本株式交換に際して、本割当対象普通株主に対し、その保有するゼロメディカル社の普通株式1株につき、当社の普通株式2,031.25株及び金468,750円の割合をもって、当社の普通株式及び金銭を割り当てます。なお、当社は、本株式交換に際して割当交付する当社の普通株式については、新たな普通株式の発行を行わず、その保有する自己株式を交付します。

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社及びゼロメディカル社は、本株式交換に係る割当ての内容の決定に当たって、公正性・妥当性を確保するため、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、株式会社CSGコンサルティング（住所：東京都港区芝大門1-1-23、代表取締役 末永 貴志）（以下「CSGコンサルティング」といいます。))を第三者算定機関として選定しました。

当社及びゼロメディカル社は、CSGコンサルティングから提出を受けた算定結果を参考に、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で本株式交換に係る割当ての内容について協議・検討を重ねてきました。その結果、当社及びゼロメディカル社は、本株式交換に係る割当ての内容は、CSGコンサルティングが算定した株式交換比率のレンジ内であり、株主の利益を損ねるものではなく、妥当であるとの判断に至ったため、本株式交換に係る割当ての内容により本株式交換を行うことにつき合意しました。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

当社の第三者算定機関であるCSGコンサルティングは、当社及びゼロメディカル社の関連当事者に該当せず、当社及びゼロメディカル社との間で重要な利害関係を有しません。

②算定の概要

当社の株式価値については、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、また、市場株価は日々変動することから、一時点の株価終値だけではなく過去の平均株価も考慮するため、市場株価平均法を採用しました。当社株式の市場株価平均法においては算定基準日を2023年10月25日として、算定基準日の終値、算定基準日までの1か月間、算定基準日までの3か月間、算定基準日までの6か月間の各期間における当社株式の終値平均株価を算定の基礎として算出いたしました。当社株式の1株当たり株式価値の評価レンジは以下のとおりであります。

採用手法	算定結果(円)
市場株価平均法	194円～224円

以上を踏まえ、算定基準日である2023年10月25日終値200円を当社1株あたり株式価値としました。

これに対し、非上場会社であるゼロメディカル社の株式価値については、ゼロメディカル社は非上場であり市場株価平均法は採用できず、その株式価値の源泉は将来の収益獲得能力にあることから、将来の事業活動の状況に基づく収益獲得能力を評価に反映させるためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(DCF法)を用いて株式価値の算定をしております。算定の前提とした財務予測には、ゼロメディカル社の作成した事業計画を基礎として、子会社化後に予測されるゼロメディカル社の経営成績を用いております。

上記方式において算定されたゼロメディカル社の1株あたり株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	算定結果(円)
DCF法	820,000円～1,116,000円

各評価手法の算定の結果に基づく当社普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の評価レンジは、以下のとおりです。

採用した評価手法		株式交換比率の算定結果
当社	ゼロメディカル社	
市場株価平均法	DCF法	3,661 ～ 5,753

以上の算定結果を踏まえ、当社及びゼロメディカル社は本株式交換に係る割当ての内容について検討し、交渉を行った結果、ゼロメディカル社株式1株に対して、当社株式2,031.25株及び金468,750円を割当てることと決定いたしました。

なお、CSGコンサルティングは、ゼロメディカル社の株式価値算定に際して、提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開されている情報等を原則としてそのまま採用しております。

また、採用したそれらの資料及び情報がすべて正確かつ完全なものであること、ゼロ

メディカル社の株式価値算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないこと、かつ、ゼロメディカル社の将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

(3) 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際し、当社の資本金及び準備金の額は変動いたしません。かかる内容は、当社の資本の状況その他の諸事情を総合的に勘案した上で決定したものであり、相当であると考えております。

3. 株式交換に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

(1) 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 193 条第 3 号イ）

別紙 2 に記載のとおりです。

(2) 株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

(3) 株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

該当事項はありません。

5. 株式交換完全親会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号イ）

該当事項はありません。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務（会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者は存しないため、該当事項はありません。

以 上

# 株式交換契約書

株式会社リミックスポイント（以下「甲」という。）及び株式会社ゼロメディカル（以下「乙」という。）は、甲と乙との株式交換に関し、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## （株式交換の方法）

第1条 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

## （商号及び住所）

第2条 甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

- （1）甲： 株式交換完全親会社  
商号：株式会社リミックスポイント  
住所：東京都港区虎ノ門四丁目3番9号
- （2）乙： 株式交換完全子会社  
商号：株式会社ゼロメディカル  
住所：東京都目黒区東山一丁目5番4号

## （本株式交換に際して交付する株式等及びその割当てに関する事項）

第3条 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の株式の合計数に2,031.25株を乗じて得た数の普通株式及びその所有する乙の株式の合計数に468,750円を乗じて得た額の金銭を交付する。

- 2 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式2,031.25株及び金468,750円の割合をもって、甲の普通株式及び金銭を割り当てる。
- 3 甲は、本株式交換に際して割当交付する甲の普通株式については、新たな普通株式の発行を行わず、その保有する自己株式を交付する。
- 4 本株式交換に際し、本割当対象株主に対して交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

(資本金及び準備金の額に関する事項)

第4条 本株式交換に際して、甲の資本金及び準備金の額は変動しないものとする。

(株式交換の効力発生日)

第5条 本株式交換が効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2023年12月1日とする。ただし、株式交換手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙が協議の上、これを変更することができる。

(株式交換承認手続)

第6条 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定に基づき甲の株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。

2 乙は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議による本契約の承認を求める。

(会社財産の管理等)

第7条 乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うとともに、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

2 乙は、本契約締結日後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、効力発生日より前の日を取得日とする自己株式の取得の決議を行ってはならない。

(契約の変更及び解除)

第8条 本契約締結日から本効力発生日に至るまでの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態又はその実行を著しく困難にする事態が生じた場合、甲及び乙は、合意の上で、本契約の内容を変更し又は本契約を解除することができる。

(協議事項)

第9条 本株式交換に定めのない事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議の上、これを決する。

(準拠法及び合意管轄)

第10条 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

- 2 契約に起因又は関連して生ずるすべての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(以下余白)

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2023年10月26日

甲 東京都港区虎ノ門四丁目3番9号  
株式会社リックスポイント  
代表取締役 高橋 由彦



乙 東京都目黒区東山一丁目5番4号  
株式会社ゼロメディカル  
代表取締役 原 征弘





# 決算報告書

第 18 期

自 令和04年06月01日

至 令和05年05月31日

株式会社ゼロメディカル

## 貸借対照表

令和05年05月31日 現在

株式会社ゼロメディカル

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	347,784,238	【流動負債】	187,533,449
現金及び預金	159,667,361	短期借入金	130,000,000
売掛金	95,206,268	未払金	19,900,771
商品	8,664,722	未払費用	10,925,856
立替金	75,988,768	預り金	3,235,522
未収入金	1,712,000	仮受金	21,700
仮払金	17,062	未払消費税等	8,517,400
前払費用	6,528,057	未払法人税等	14,932,200
【固定資産】	487,575,081	【固定負債】	539,922,000
有形固定資産	332,582,918	長期借入金	536,922,000
建物	95,702,819	長期預り金	3,000,000
建物附属設備	10,105,766	負債の部合計	727,455,449
工具器具備品	14,349,330	純資産の部	
車両運搬具	3	科目	
土地	212,425,000	金額	
無形固定資産	10,597,667	【株主資本】	109,356,670
ソフトウェア	10,597,667	資本金	10,000,600
投資その他の資産	144,394,496	利益剰余金	99,356,070
投資有価証券	38,116,414	利益準備金	2,500,150
出資金	24,920,000	その他利益剰余金	96,855,920
長期貸付金	4,000,000	繰越利益剰余金	96,855,920
敷金	24,984,540	(うち当期純利益)	38,850,568
預託金	11,200		
保証金	10,701,056		
保険積立金	41,661,286		
【繰延資産】	1,452,800		
長期前払費用	1,452,800	純資産の部合計	109,356,670
資産の部合計	836,812,119	負債・純資産の部合計	836,812,119

# 損益計算書

自 令和04年06月01日

至 令和05年05月31日

株式会社ゼロメディカル

(単位：円)

科目	金額	
【売上高】		
売上高	1,196,319,056	1,196,319,056
【売上原価】		
仕入高	14,560,403	
外注費	154,388,320	
合計	168,948,723	
売上総利益		1,027,370,333
【販売費及び一般管理費】		962,639,268
営業利益		64,731,065
【営業外収益】		
受取利息	2,710	
雑収入	4,190,880	4,193,590
【営業外費用】		
支払利息	5,218,992	
雑損失	262,278	5,481,270
経常利益		63,443,385
【特別利益】		
【特別損失】		
投資有価証券売却損	955,407	
その他特別損失	3,320,395	4,275,802
税引前当期純利益		59,167,583
法人税等		20,317,015
当期純利益		38,850,568

# 販売費及び一般管理費内訳書

自 令和04年06月01日

至 令和05年05月31日

株式会社ゼロメディカル

(単位：円)

科目	金額	
【販売費及び一般管理費】		
人件費	582,570,852	
荷造運賃	29,689	
販売促進費	4,758,604	
広告宣伝費	9,220,153	
接待交際費	8,338,908	
管理諸費	108,059,000	
旅費交通費	58,806,304	
車両関連費	1,714,464	
通信費	18,022,175	
消耗品費	14,439,406	
事務用品費	1,536,263	
会議費	1,064,113	
地代家賃	59,791,703	
水道光熱費	4,090,335	
修繕費	3,406,480	
リース料	6,809,292	
支払手数料	9,560,397	
調査費	624,446	
諸会費	558,025	
支払保険料	7,706,879	
租税公課	52,088,692	
雑費	301,026	
減価償却費	8,631,315	
繰延資産償却費	510,747	
販売費及び一般管理費合計		962,639,268

# 株主資本等変動計算書

自 令和04年06月01日

至 令和05年05月31日

株式会社ゼロメディカル

(単位：円)

株主資本

資本金

当期首残高

10,000,600

当期変動額

0

当期末残高

10,000,600

利益剰余金

利益準備金

当期首残高

2,500,150

当期変動額

0

当期末残高

2,500,150

その他利益剰余金

繰越利益剰余金

当期首残高

58,005,352

当期変動額

当期純利益

38,850,568

当期末残高

96,855,920

株主資本合計

当期首残高

70,506,102

当期変動額

38,850,568

当期末残高

109,356,670

純資産の部合計

当期首残高

70,506,102

当期変動額

38,850,568

当期末残高

109,356,670

## 個別注記表

自 令和04年06月01日

至 令和05年05月31日

株式会社ゼロメディカル

この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

### 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

#### (1). 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）

定額法を採用しています。

無形固定資産：定額法を採用しています。

#### (2). 消費税の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式を採用している。

### 【株主資本等変動計算書に関する注記】

#### (1). 発行済株式総数

発行済株式

普通株式 当期首 800株

当期末 800株

### 【一株当たり情報に関する注記】

一株当たり純資産額 136,695.83円

一株当たり当期純利益 48,563.21円

### 【その他の注記】

有形固定資産の減価償却累計額 41,116,105円